

交流による精神障がい理解の促進に関する請願

《請願趣旨》

1. 国連の障害者権利条約を批准した日本は、昨年4月に障害者差別解消法等を施行し、障がい者が障がいのない者と等しく基本的人権を保障される社会をめざし改革に取り組めます。
2. 当市においても、平成27年策定の第3次障害者計画「いずみさの あいあいプラン」に、基本理念「ともに みとめあい ささえあい あいにつつまれるまち」の下、基本目標1に「障がいのある人が主体的に社会参加できること」を掲げ、「差別の解消及び権利擁護の推進」分野の具体的施策として「②広報・イベント等による障害理解の推進（1. 障害者週間を中心とした啓発事業（P70）」と「③交流による理解の促進（1. 小地域ネットワーク活動事業等における障害のある人の参加促進（P73）、2. サービス事業所等への訪問による障害のある人との交流（P74）、3. ボランティア活動の推進（P74）」を定めて状況の打開をめざすことを宣言されており、大変心強く感じております。
とくに精神障がいに関する無理解や誤解は、「当事者とのふれあいによって、理解が深まり行動変容を期待できる」と考えられており、大いに期待しております。
3. ところで、全国平均を大きく超える精神科病床のある南泉州では、精神障がいへの忌避意識が根強く、大勢の精神障がいの市民が医療機関や福祉施設、自宅に引きこもり、差別苦、生活苦と病苦にあえがれています。そんな中で当市の精神障がいに係る上記施策が容易に実効につながるとは考えにくく、現に平成28年度障害者週間啓発事業は力が入った事業でしたが、「交流による理解の促進」が進んだという成果はうかがえません。職場や地域での差別・偏見は解消に遠い現実があり、一步一步着実に岩盤を打ち抜く取り組みを継続することが望まれます。
4. 精神疾患を発病し、完治できずに精神障がいになる。これはストレスにあふれる私たちの社会で私たち自身や子・孫がいつ遭遇してもおかしくない事態です。しかし、たとえ精神障がいになっても、ともに認めあい、支えあい、愛に包まれて暮らせるのであれば、幸せな人生を全うできます。あいあいプランの実現を切望するゆえんです。
5. 折から、来年度以降障害者の法定雇用率算定基礎に精神障害者が加えられ、雇用の拡大をめざす新しい局面を迎え、国は今秋より精神・発達障害しごとサポーター養成を開始します。当市においても、3年目にある第3次障害者計画に示す施策「交流による理解の促進」1～3が具体化され、精神障がいの市民と一般市民との交流が動き出すことを通じて「ともに みとめあい ささえあう まち」に一步一步近づくことを願っております。

《請願内容》

地域や職場での精神障がいに関する無理解や偏見をなくすため「交流による精神障がい理解の促進」が行政主導によって取り組まれるとともに民間団体による同趣旨の取り組みに対し行政による積極的な支援が行われることを求め、請願申し上げます。